

平成30年度法務省委託事業 インターネット人権啓発事業の広報等について（留意事項）

1. 誘導用バナーによる広報活動

(1) 誘導用バナー、グーグル株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。

「Google Display Network」によるバナー画像広報

※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明示すること。

(2) バナー画像クリック数は少なくとも下記を満たすものとする。また、クリック数は、より多いことが望ましい。

Google Display Network : 70,000 クリック以上

※ 掲出においては担当者と協議のうえ、別途グーグル株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。

(3) 誘導用バナー広報で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。